R7.4.1 作成

成年被後見人等あて通知書等の送付先登録　申請書

受付印

（あて先）三島市長・三島市福祉事務所長・静岡県後期高齢者医療広域連合長　あて

- 私は、三島市等から成年被後見人等あてに送付される通知書等の送付先の登録を次のとおり申請します。
- 本人が被保佐人、被補助人又は任意後見契約の委任者である場合は、この申請について本人の同意を得ていることを申し添えます。
- 本申請にかかる一切の責任については、私が負い、この申請書の記載事項について、変更等があるときは、速やかに変更登録等にかかる申請をすることを申し添えます。
- 私は、三島市等は、本申請に基づき送付した通知書等を私に交付することができない等正当な理由があるときは、本申請に基づく登録を解除することができることに同意します。
- 添付書類の記載内容については、現在も相違ありません。

登録の区分（該当する項目に〇をつけてください。）	**新規登録　・　変更登録**（※ 登録済み送付先の変更や希望項目の追加）・**成年後見人等任務終了・その他（　　　　　　　）**

申請日	年　　月　　日

申請者（成年後見人等）				
	ﾌﾘｶﾞﾅ		本人との関係	□ 成年後見人　□ 保佐人 □ 補助人　□ 任意後見人
	氏　名			
	住　所	〒　　　－　　　　電話番号　（　　　）		
	送付先住所	□ 申請者住所と同じ □ 申請者住所と異なる場合 〒　　　－　　　　電話番号　（　　　）		

本人（成年被後見人等）				
	ﾌﾘｶﾞﾅ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日
	氏　名			
	住　所	〒　　　－　　　　電話番号　（　　　） 静岡県三島市		

あて先の表記	□ 本人の氏名＋成年後見人等の類型＋申請者の氏名	□ 申請者の氏名　のみ

添付書類	
	□「登記事項証明書・代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）の写し」又は、「審判書謄本・審判確定証明書の写し」 ※ **「後期高齢者医療」の送付先登録を希望し、本申請時に「審判書謄本・審判確定証明書の写し」を添付した方は、後日「登記事項証明書・代理行為目録の写し」を保険年金課にご提出ください。** ※ 登記事項証明書等は、最新のもの（現在の状況と相違ないもの）の添付をお願いします。 □「申請者の本人確認書類の写し」（運転免許証、パスポート等） □「申請者と送付先の関係がわかるもの」（名刺、パンフレット等）**※ 送付先が申請者住所と異なる場合のみ**

送付先の登録を希望する通知書等の項目　※ 希望する項目の□にレ点をつけてください。対象となる通知書等は裏面を確認ください。

項目	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険事業	高齢者福祉サービス及び老人福祉法の措置	障がい福祉	生活保護	各種健診等	市税等	市営住宅	水道 下水道
	□全て（下記該当項目）	□全て	□全て	□全て	□全て	□全て	□全て	□全て	□全て	□全て
項目を指定する場合はこちらから選択	□資格関係（世帯主のみ可）	□資格管理	□資格関係	□高齢者福祉サービス関係	□障がい者手帳・手当関係			□市民税関係		□水道料金、下水道使用料関係
	□給付関係（世帯主のみ可）	□給付管理	□認定関係		□障がい医療関係			□資産税関係		
	□医療費通知（被保険者本人のみ可）	□保険料賦課管理	□給付関係	□老人福祉法の措置関係	□障がい福祉サービス関係			□市税収納関係		□下水道事業受益者負（分）担金関係
		□保険料収納管理	□保険料関係							
担当部署	保険年金課 国保係	保険年金課 高齢者医療係	介護保険課 介護保険係	長寿政策課 高齢者福祉政策室	障がい福祉課	福祉総務課 保護係	健康づくり課	課税課 市税収納課	三島住まい推進室	水道課 下水道課

**********************　**以下、記入不要（庁内使用欄）**　**********************　台帳番号 ＿＿＿＿

受領記録	国保	後期	介護	高齢者福祉	障がい	生保	健診等	市税(市・資)	市税（収）	住宅	水道	下水道	
	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／

※ 受付課は原本を成年後見制度の利用促進担当の部署へ提出のこと（書類の流れ　受付課　→　成年後見制度の利用促進担当の部署　→　登録希望部署へ写し配付）。

＜注意事項＞

※　申請時点において、その業務に該当していない場合は、送付先が変更されないこともあります。その場合は、該当した時点で改めて申請をお願いします。
※　申請内容を確認するため、各担当部署からお問い合わせをする場合があります。
※　申請日から実際に送付先の登録が完了するまでに数日かかる場合があります。すでに発送準備が整っている通知書等に関しては、変更前住所に届いてしまうことがありますが、ご了承ください。

＜送付先登録の対象となる主な通知書等＞

国民健康保険	**◎資格関係**　対象者：国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 ⇒　**資格情報のお知らせ、資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証　等** **◎給付関係**　対象者：国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 ⇒　**高額療養費支給申請書、特定疾病療養受療証、療養費支給決定通知書　等** **◎医療費通知**　対象者：国民健康保険被保険者本人 （保険年金課　国保係　℡　055－983－2604）
後期高齢者医療	**◎資格管理**　対象者：７５歳以上の被保険者、６５歳以上で障がい認定された方 ⇒　**資格情報のお知らせ、資格確認書　等** **◎給付管理**　対象者：７５歳以上の被保険者、６５歳以上で障がい認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族） ⇒　**高額療養費支給申請書、高額介護合算療養費支給申請書　等** **◎保険料賦課管理**　対象者：７５歳以上の被保険者、６５歳以上で障がい認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族） ⇒　**保険料額決定（変更）通知書、納付書　等** **◎保険料収納管理**　対象者：７５歳以上の被保険者、６５歳以上で障がい認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族） ⇒　**催告書、督促状、過誤納還付金通知書　等** （保険年金課　高齢者医療係　℡　055－983－2710）
介護保険事業	**◎資格関係**　対象者：第１号被保険者（６５歳以上）、認定申請している第２号被保険者（４０～６４歳） ⇒　**被保険者証、負担限度額認定証、生計困難者等に対する利用者負担軽減関係通知** **◎認定関係**　対象者：第１号被保険者（６５歳以上）、認定申請している第２号被保険者（４０～６４歳） ⇒　**要介護認定にかかる期限更新のご案内、要介護認定関係通知** **◎給付関係**　対象者：要支援・要介護認定を受けている第１号、第２号被保険者 ⇒　**高額介護サービス費、住宅改修、福祉用具（販売・貸与）、給付費に関する各種通知** **◎保険料関係**　対象者：第１号被保険者（６５歳以上） ⇒　**納入通知書等、介護保険料の納付に関する各種通知** （介護保険課　介護保険係　℡055－983－2607、介護認定係　℡　055－983－2608）
高齢者福祉サービス及び老人福祉法の措置	**◎高齢者福祉サービス関係**　対象者：現在サービスを受けている方 ⇒　**高齢者福祉サービスに関する各種通知** **◎老人福祉法の措置関係**　対象者：現在、措置されている方 ⇒　**措置開始（廃止）決定通知、徴収金決定（変更）通知書、徴収金納付書** （長寿政策課　高齢者福祉政策室　℡055－983－2609）
障がい福祉	**◎障がい者手帳・手当関係**　対象者：既に認定されている方 ⇒　**身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳** **◎障がい医療関係**　対象者：現在、受給中の方 ⇒　**認定通知書、現況届、受給者証（重度障がい者（児）医療受給者証、自立支援医療受給者証　等）** **◎障がい福祉サービス関係**　対象者：現在、受給中の方 ⇒　**認定通知書、サービス支給決定通知書、受給者証** （障がい福祉課　障がい福祉係　℡　055－983－2612、支援係　℡　055－983－2691）
生活保護	**◎生活保護関係**　対象者：現在、受給中の方 ⇒　**生活保護に関する通知** （福祉総務課　保護係　℡　055－983－2613）
各種健診等	**◎健診及び予防接種関係**　対象者：各健診等の対象の方 ⇒　**国保又は、後期高齢者の特定健診、健康診査、各種がん等検診受診券、各種予防接種に関する通知　等** （健康づくり課　℡　055－973－3700）
市税等	**◎市民税関係**　⇒　**市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税の納税通知・納付書、更正決定通知書　等** **◎資産税関係**　⇒　**固定資産税・都市計画税の納税通知・納付書、更正決定通知書　等** **◎市税収納関係**　⇒　**全税目の催告書、督促状、過誤納還付金通知書、滞納処分に関する各種通知** （課税課　市民税係　℡　055－983－2626、庶務係　℡　055－983－2625、資産税係　℡　055－983－2627） （市税収納課　管理係　℡　055－983－2628、収納係　℡　055－983－2629）
市営住宅	**◎市営住宅の家賃関係**　対象者：現在市営住宅に入居中の方 ⇒　**収入申告書、家賃等納付書、督促状　等** （三島住まい推進室　℡　055－983－2639）
水道・下水道	**◎水道料金、下水道使用料関係**　対象者：三島市の水道、下水道を利用されている方 ⇒　**納入通知書** **◎下水道事業受益者負（分）担金関係**　対象者：下水道事業受益者負（分）担金を納入されている方 ⇒　**納入通知書** （水道課　営業係　℡　055－983－2657）（下水道課　経営係　℡　055－983－2661、普及推進・施設係　℡　055-983-2662）